

令和3年3月5日

長久手市立小中学校
保護者の皆様

緊急事態措置解除を受けた教育活動ガイドライン

長久手市教育委員会

学校教育活動再開以降、保護者の皆様方には、長久手市内の小中学校の教育活動に対してご理解とご協力をいただくとともに、感染症拡大防止に向けてご配慮いただき、ありがとうございます。

さて、国は、令和3年2月28日をもって、愛知県を緊急事態宣言の対象地域から除外し、「厳重警戒」とすることを発表しました。愛知県教育委員会からは、令和3年3月1日付けで、愛知県の感染レベルが「レベル2」に引き下げられたとの通知がありました。こうした状況を鑑み、長久手市教育委員会としても、これまでの「緊急事態宣言継続を受けた教育活動ガイドライン」を加除修正し、下記のとおり「緊急事態措置解除を受けた教育活動ガイドライン」を決定しました。引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

————— (二重線)・・・R3.2.10版からの取消箇所 太字ゴシック ・・・R3.2.10版に追記した箇所

~~1 一斉臨時休業について~~

~~国や県からの指示にしたがい、一斉の臨時休業は行いません。~~

＝

1 感染症対策について

令和2年5月15日付けの「学校再開に向けたガイドライン」、令和2年11月25日付けの「新型コロナウイルス感染症の対応にかかわるガイドライン (R2.11.25 修正版)」に記載した対策を徹底し、感染防止に努めます。

(1) 学習活動について

感染症対策を適切に実施して活動します。~~ただし、感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は実施しません。~~**感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動は、教室等の常時換気やマスクの着用などの感染症対策を徹底した上で、再開します。**

(2) 給食について

ア 引き続き給食時間前の手洗いを入念に行います。

イ 給食中は、飛沫を飛ばさないように机を一方向の向きにし、会話は控えます。また、食後は、マスクの着用を徹底します。

(3) 清掃について

ア 通常の清掃を行います。清掃後には手洗いを入念に行います。

イ 児童生徒が多く触れる場所を中心に、消毒を実施します。

(4) 学校行事について

感染症予防の3つの条件(①密閉 ②密接 ③密集)が重ならないように工夫します。場合によっては、縮小したり、延期したり、実施を見合わせたりすることもあります。

(5) 部活動について

ア 校内での練習は、感染症対策を徹底した上で実施します。

イ ~~練習試合を含めて、対外試合は実施しません。~~ **練習試合を含めて、対外試合は愛知地区内（長久手・日進・東郷・豊明）から徐々に再開します。実施周辺地域の感染状況を踏まえて、活動時間や活動場所を慎重に検討しながら、感染防止対策を講じた上で実施します。**

(6) 児童生徒の健康状態の把握等について

ア ご家庭でも検温、健康状態の確認をし、発熱やかぜ等の症状がある場合は、登校を控えさせていただきます。

イ 同居のご家族に発熱やかぜ等の症状がある場合も、~~登校を控えさせていただきます。~~ **慎重に検討した上で、登校するかを判断してください。**

ウ 同居のご家族が濃厚接触者になった場合、~~検査で陰性が判明するまでは、登校を控えさせていただきます。~~ **かかりつけの医師や保健所の指導・助言に従うとともに、児童生徒本人に行動の制限がないことを踏まえ、慎重に検討した上で、登校するかを判断してください。**

⇨ 2 その他

(1) 卒業証書授与式（小学校）は予定どおり実施します。詳細は、各校の案内をご参照ください。

また、令和3年度入学式及び始業式は予定通り実施します。

(2) ご家庭におきましても、検温の実施、手洗い、うがいの励行、不要不急の外出を控えるなどして、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けてご協力をお願いします。

~~(3) 3月8日以降、緊急事態宣言が継続され、教育活動に大きな影響が生じることになった場合は、再度ガイドラインを配付します。~~

(3) 今後、地域の感染レベルに変更があり、教育活動に大きな影響が生じることになった場合は、再度ガイドラインを配付します。

〔連絡先：長久手市教育委員会 教育総務課 指導室 TEL 0561-56-0626〕